

非常勤医師の宿日直許可について

2024年（令和6年）4月から始まる勤務医の時間外労働時間の上限規制に向けて、宿日直許可の手続きを検討している医療機関も多いと思います。今回は、宿日直のみに従事する医師の宿日直許可について、厚生労働省から都道府県労働局に通知された新たな取扱い方針をお知らせします（令和3年2月18日付基発0218第2号）。

宿直、日直だけに来る医師はこれまで宿日直許可の対象外でしたが、これからは許可の対象となります。

【事例でみてみましょう】

A病院で勤務している医師Pが、副業・兼業としてB病院で宿直勤務のみをしているとします。

・ B病院が宿日直許可を受けた場合

医師PのB病院での宿直時間は、労働時間にカウントされません。ただし、宿直勤務中に臨時的に通常の勤務時間と同様の業務（救急対応等）に従事した時間は労働時間としてカウントする必要があります。

・ B病院が宿日直許可を受けていない場合

医師PのB病院での宿直時間は、労働時間にカウントされます。医師Pは通常A病院で時間外労働をしていると考えられますから、B病院の宿直時間も合算されて医師の時間外上限規制に触れてしまう可能性があります。

● 病院や医師が知っておく必要があること

A病院は

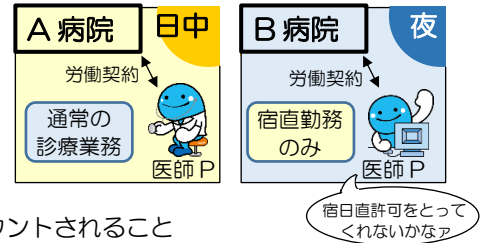
- ・ A病院の労働時間とB病院の労働時間を合算して管理する必要があること
- ・ 宿日直許可を受けていない病院の宿直は労働時間に合算されること

B病院は

- ・ B病院の労働時間はA病院の労働時間と合算して管理されること
- ・ 宿日直許可を受けていないと自施設の宿日直時間はすべて労働時間としてカウントされること

医師Pは

- ・ A病院にB病院での勤務内容や労働時間を報告する際に、宿日直許可に基づいた宿直かどうかを知らせること
- ・ B病院で救急対応などの労働時間が発生した場合はA病院へ知らせること



● 労働時間の管理方法について

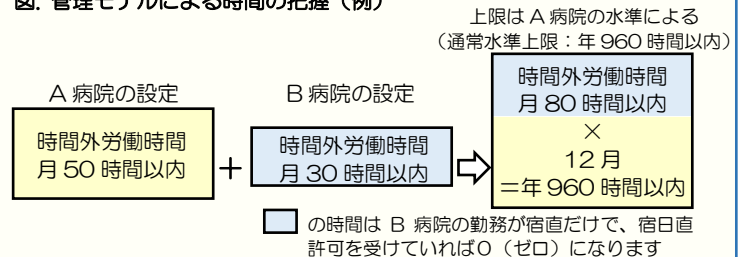
複数の医療機関で勤務する医師の労働時間を、A病院が都度ごとに医師の申告を求めて管理することは実際的ではないと思います。

厚生労働省のガイドラインは管理モデルとして、A病院で適用される水準の上限（2024年4月以降）に触れない範囲で、それぞれの病院での労働時間の上限をあらかじめ病院間で取り決め、医師にはその範囲内で勤務してもらう方法（図）を示しています。

この方法なら基本的には自院のみの時間外労働時間の管理で済むので簡便です。

（厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000192844.pdf>）

図. 管理モデルによる時間の把握（例）



宿日直許可について、センターホームページに手続きや許可事例を掲載していますので、ご活用ください。またサポートが必要な場合は社労士等のアドバイザーが無料でお手伝いしますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

